

大泉町事業継続力強化奨励金交付事業の実施について

大泉町事業継続力強化奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

「事業継続力強化計画認定制度」又は「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」の認定を受けた防災・減災に取り組む町内中小企業等に対し、奨励金を交付することにより、町内中小企業等の災害対応力の向上を図り、もって経営基盤の強化に資することを目的とします。

2 内容

交付対象者	次のいずれにも該当する中小企業等とします。 1 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に次のいずれかの制度の新規認定又は認定の更新を受け、防災・減災に継続して取り組む者 (1) 経済産業省の定める「事業継続力強化計画認定制度」 (2) 国土交通省関東地方整備局の定める「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」 ※ 制度の認定を受ける際は、町内の事業所等がその認定範囲に含まれている必要があります。 2 申請日時点で町内に事業所等を有し、現に事業を営んでいる者 3 町税の滞納がない者（災害等に伴い徴収が猶予されている者を除きます。） 4 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者 ※ 「中小企業等」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者をいいます。 ※ 「事業所等」とは、事業所、店舗その他専ら事業の用に供する場所をいいます。
交付金額等	100,000円 ※ 奨励金は、1交付対象者につき1回限りです。

3 交付手続

交付申請の方法	奨励金の交付を受けようとする者は、大泉町事業継続力強化奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。 1 事業継続力強化計画又は災害時の基礎的事業継続力が認定されたことがわかる書類の写し
---------	---

	※ 申請日時点で計画が有効なものに限ります。 2 策定した事業継続力強化に関する計画書の写し 3 振込先口座が記載された通帳又はキャッシュカードの写し
奨励金の交付決定等	提出された申請書類の審査を行い、交付の可否を決定し、大泉町事業継続力強化奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
奨励金の返還等	交付対象者が、偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた場合又は交付対象者の要件に該当しなくなった場合は、奨励金の交付決定を取り消します。 また、既に奨励金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。

4 各種様式

申請書等の様式	1 大泉町事業継続力強化奨励金交付申請書（様式第1号） 2 大泉町事業継続力強化奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
-----	-----------------------

6 担当部署

大泉町経済振興課	電話 0276（63）3111
----------	-----------------